

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：イラク国初等教育セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：イラク国初等教育セクターに係る情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：26a00611

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 8 月 26 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラク国初等教育セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招聘に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招聘に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月～2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。²具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年1月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 1 日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 9 月 2 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 9 月 7 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2029 年 9 月 11 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 10 月 1 日 11 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/etyU5RMrXx>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください

(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(3)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります)。

なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該国における教育セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

イラク共和国（以下、「イラク」という。）における教育を取り巻く環境は、1980年代まで政情が安定していたことから高水準を有していたが、長年にわたる戦争や治安悪化の影響により、学校インフラの損壊、教育の質の低下、地域間格差の拡大といった深刻な課題を抱えている。ISIL に対する掃討作戦以降、現在も教育環境の回復に向けた復興期にあたり、教育セクターの復旧・再建は同国の復興政策における重要課題の1つである。

しかし、現在の教育システムにおいては、教員配置や学校運営体制にも構造的な課題が存在しており、既存の課題に対して効果的な改善活動を実施するための体制そのものが十分に整っていない状況にある。都市部と地方部の間では教員配置の偏在が見られ、教科担任制が採用されているものの、全教科に専門人材を配置することが困難な学校も多い。特に理科系専門科目や副教科においては、専門外教員による指導が常態化している。また、学年主任や教務主任といった校務分掌制度が十分に整備されていないため、学校運営は校長個人の力量に大きく依存している。教育省によって各学校にスーパーバイザーやトレーナーが配置されているものの、教育の質の向上に資する活動を体系的に支援する体制の構築には依然として課題が残されている。

こうした状況を受け、イラク政府は国家教育戦略（National Education Strategy for Iraq 2022-2031。以下「INES」とする。）を策定し、「基礎教育の質の向上」と「学習機会の拡大」を国家的な優先目標として掲げている。一方で、世界銀行や国連機関等の他ドナーによる支援は、政策・制度面の整理やインフラ整備を中心とする傾向が強く、学校現場における実態を踏まえた分析や、実践に即した改善方策の検討は

限定的である。このような背景の下、政策と学校現場を結び付け、将来の具体的な支援につなげるための実態把握と分析を行うことが強く求められている。

とりわけ基礎教育分野、なかでも初等教育段階では、人口増加に対する学校数の不足や校舎の老朽化・損壊が深刻であり、二部制の常態化によって学習時間が制約されている。これに加え、教員配置の偏在や指導体制の不安定さが、学習環境および学習成果に直接的な影響を及ぼしている。その結果、不就学や退学の多さ、貧困層や国内避難民など社会的に脆弱な子どもたちが教育から排除されるといった問題が顕在化している。INES や、UNESCO 支援においても、基礎教育は教育改革および復興の中核と位置づけられており、特に初等教育段階での改善が、後続の教育段階の学習成果や社会全体の安定に大きな影響を与えるとされている。しかしながら、公式カリキュラムに代わるフレームワークは存在するものの、実施指針や教員向けガイダンス、評価・運用体制は十分に整備されておらず、学校運営体制も脆弱なままである。このため、持続可能な教育改善を実現するためには、初等教育段階の学校現場に焦点を当て、学習環境、指導体制、学校運営を一体的に捉えた対応を行うことが不可欠である。

こうした初等教育の構造的課題に加え、イラク政府は、学力低下や中退・不就学、規律の弱体化、さらには紛争経験に起因する心理社会的課題への対応として、学校生活を通じた非認知能力、すなわち社会情動学習（Social and Emotional Learning。以下、「SEL」とする。）やライフスキルの向上を通じた教育の質の改善を政策的に重視している。INES においても、授業の質の向上による学力向上に加え、自己調整能力、合意形成能力、コミュニケーション能力といった非認知能力の育成が重点方針として掲げられている。特に、カリキュラム・フレームワークの中では SEL を含んだ学習観が示されているものの、こうした理念は政策レベルで共有されるにとどまり、学校現場の実践には十分に反映されているとは言い難い。学校現場において、学力や非認知能力の向上に資する学びが、実際にどの程度育まれているのかについて、授業観察等を通じた体系的な実態把握や、それを踏まえた支援策の検討は限定的である。

以上の状況を踏まえ、イラクの教育セクターにおいては、学校インフラの復旧・整備と並行して、教育の質、とりわけ社会情動的側面を含む学びの改善を図る包括的な支援の方向性を検討する必要がある。本調査は、こうした課題を体系的に整理し、後続の技術協力プロジェクトや円借款事業等の形成に資する基礎情報を収集・分析することを目的として実施するものである。

（２）教育セクターに対する我が国及び JICA 協力量針等と本事業の位置づけ

対イラク国別開発協力量針（2023 年 9 月）では、「安定した生活環境の整備・強化/人づくり/ガバナンス」を重点分野として掲げており、その実現に向けて教育や職業訓練を通じて、イラクの将来を担う若者達的能力強化を支援するとされている。教育

分野は、復興期にあるイラクにおいて社会の安定と将来世代の育成を支える基盤分野として位置付けられており、包摂的で質の高い教育の確保、社会情動的能力を含む全人的な人材育成を目指し、基礎教育の質の向上に資する本事業は、これら方針に合致する。

また、JICAのグローバル・アジェンダ「8.教育」においても、「(3)誰一人取り残さない教育改善クラスター」の観点から、包摂的で質の高い教育の確保、社会情動的能力を含む全人的な人材育成が重視されている。本調査は、学校再建とSELの強化を両輪とする支援の可能性を検討するものであり、我が国及びJICAの協力方針と整合的な位置付けを有する。

(3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

1) 世界銀行 (World Bank。以下「WB」とする。)

紛争影響地域における学校再建や教員研修を通じた教育の質改善を進めており、2020～2023年には26校の校舎の再建、及び5,000人以上の教員研修を実施。また、National Education Strategy for Iraq 2022-2031を作成し、イラク連邦政府教育省の教育戦略策定を支援。

2) 国際連合児童基金 (United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」とする。)

UNICEFは、紛争・避難の影響を受けた子どもを対象に、教育アクセスの確保と心理社会的支援を組み合わせた支援を展開。また、クルディスタン地域政府教育省の教育におけるシリア難民の統合政策であるREIP (Refugee Education Integration Policy) の実施を支援し、シリア難民の生徒のクルディスタン地域政府教育省下の公立学校での就学を支援するための制度設計や校舎建設、カリキュラム統合を実施。

3) 国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」とする。)

イラク連邦政府およびクルディスタン地域政府教育省を対象に、教育政策担当者の能力強化を支援。また、2026年から日本政府資金を活用して、ニナワ県の紛争の影響を受けた子どもや若者を対象に、教育を通じた若者のエンパワーメントと社会統合を通じた平和構築を目指し、校舎建設(10校)、教員研修、子ども(特に女子児童)を対象とした啓発活動を実施。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、イラクの基礎教育セクターにおける現状や課題及び対応策を、教育インフラ、教育の質、非認知能力育成に着目しながら、多角的かつ包括的に整理・分析し、JICA として取り組むべき効果的な教育支援戦略および優先支援案を提案することを目的とする。本調査は、調査目的を達成するために「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査実施方針

- 1) 本調査は、事前国内準備段階で、既存資料の収集・分析や、イラク側とのメール等による事前確認及び調整を行い、協議方針を整理したうえで現地業務に臨む。調査実施時は、イラク側と十分に協議のうえ各種報告書に反映する。
- 2) イラクでは対面でのコミュニケーションが重視されるため、治安状況を注視しつつ、渡航禁止地域を除き、可能な限り邦人が現地で調査を行う（目安：延べ4回）。
- 3) また治安状況が流動的であることや、イラク政府が様々な宗教派閥、民族派閥で構成され、先方政府の意向も流動的になるなどの不確定要素があるため、こうした状況に応じ、適宜、発注者と協議する。
- 4) 周辺諸国の治安状況を踏まえて、やむを得ずオンライン協議を実施する場合は、現地傭人を活用し、現地傭人と実施機関は対面で協議を実施、調査団と JICA はオンラインでつなぎ協議を実施するなどハイブリッドで開催することで、なるべく対面でのコミュニケーションが実施出来るように検討する。
- 5) 本調査はイラク全土の教育セクターにおける現状及び課題等に関する情報収集・分析を行うものであるが、今後の新規案件を検討する過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、イラク側関係者に本調査の結果がそのまま円借款（成果連動型借款含む）・技術協力プロジェクト、民間連携事業として承認されるとの誤解を与えないように配慮する。
- 6) 本調査は、イラクにおいて国家教育戦略や関連する政策フレームワークが整備されている一方で、それらが学校現場において十分に活用・実践されていない現状を踏まえ、政策と現場の間に存在するボトルネックを明らか

にすることを主たる目的とする。具体的には、政策フレームワークおよび実施面のフレームワークについて、制度設計や運用のどの段階に課題があり、なぜ現場レベルで教育の質向上や社会情動形成に資する取組が定着していないのかを整理・分析する。

- 7) あわせて、社会情動学習（SEL）を含む非認知能力育成に関するこれまでの方針や取組を整理・レビューし、今後の方向性を検討する。イラク連邦政府教育省・クルディスタン地域政府教育省教育省より、日本の知見を活用した教育実践を検討したい旨の要望を受けており、日本で実施されている非認知能力の向上のための活動も考慮に入れる。
- 8) また、将来的な民間連携や多様な支援主体の参画を見据え、必要となる基礎情報の整理を行う。
- 9) これらの分析を通じて、本調査では、イラクの初等教育セクターの特殊性や特徴を十分に踏まえた上で、本調査終了後に策定される支援案が実際に現場で活用され、持続的な教育改善につながるよう、実践可能性の高い支援の方向性を示すための基礎的知見を提供することを目指す。
- 10) 加えて、教育分野が技術的かつ非政治的な協力の場として機能している特性に着目し、イラク連邦政府およびクルディスタン地域政府の双方が共同で教育分野において現状や課題を把握し実証事業の実施などを行うことなどを通して、教育を通じた「地域間の融和および信頼醸成」を目指す。

（２）調査対象地域

本調査の情報収集における対象地域はクルディスタン地域を含むイラク全土とする。邦人の渡航による現地調査については、エルビルとバグダッドを想定する。情報収集における対象地域はイラク全土であるが、イラク教育の質の向上のための具体的な事業提案の作成の際に、優先的に対応するのが好ましいとされる対象地域（対象プロジェクト）として形成可能な規模感となるように対象地域を絞り込む。なお、対象地域の絞り込みにあたっては必要に応じて発注者と協議する。

また渡航にあたっては、（５）に記載の通り、都度最新の国別安全対策措置に従い、JICA 安全管理部長承認地域へは JICA の内部手続きを経て渡航を実施することとする。

（３）現地調査フロー

以下、調査フロー案であるが、より効率的な調査フローが考えられる場合はプロポーザルにて提案すること。

- 1) 第一次準備業務：机上調査、関係機関へのオンラインヒアリング実施、インセプション・レポートの作成（2026 年 10～11 月）
- 2) 第一次現地調査：キックオフミーティング、調査団及びローカルコンサルタントによる現地調査（2026 年 11～12 月）
- 3) 第二次準備業務：調査結果整理・分析・評価及びインテリム・レポートの作成（2026 年 12 月～2027 年 1 月）
- 4) 第二次現地調査：調査団およびローカルコンサルタントによる現地調査及びイラク側への説明（2027 年 1～4 月）
- 5) 第三次準備業務：調査結果整理・分析・評価及びドラフトファイナル・レポートの作成（2027 年 4～7 月）
- 6) 整理業務：これまでの整理業務・現地調査の結果を元に調査結果の取りまとめ及びファイナル・レポートの作成、報告会の実施（2027 年 8 月～9 月）

（4）安全管理

- 1) 現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。
- 2) 都度最新の国別安全対策措置に従い、JICA 安全管理部長承認地域へは所定の決裁を踏まえて渡航を実施する。なお、外務省危険レベル 3 以上の地域に邦人が渡航する場合、海外旅行保険における戦争特約の付保の条件として、JICA の「セルフ・ディフェンス研修（実技）」の受講を必須とする。
- 3) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うが、十分に現地情報を収集し、安全リスクへの対応が取れるよう、体制を強化する。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。
- 4) 米・イスラエル・イラン間の紛争に伴う中東情勢悪化を受け、2026 年 7 月末日時点では、イラク国内の外務省渡航レベルはレベル 4 であり、JICA 安全対策措置では「渡航禁止」となっている。このため、現地調査はローカル人材を活用する方針とし、本調査のうち、現地での情報収集・分析、非認知能力の向上に係る実証事業などについては、適宜適切に現地傭人を活用して調査を実施

することを認める³。なお、ローカル人材の活用にあたっては、関連する規定等に基づき、適切な安全確保に十分に努める。また、今後情勢が好転し、JICA 安全対策措置が緩和された場合は、安全対策措置に基づき渡航可能な地域での邦人による現地調査も検討する。

5) 現地調査実施に際し、イラクにおける現地作業期間中は安全管理に十分留意することとし、現地の治安状況について、JICA イラク事務所及び在イラク日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。

6) 第3条(3)に記載の通り、渡航禁止地域での調査が必要となった場合にはローカルコンサルタントとして受注先が擁する現地人材を活用する方針である。ローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」(以下、「危険地域」という。)において業務を実施することが想定される場合は、ローカル人材との合意文書において以下を定める。

①ローカルコンサルタントが、安全配慮・対策も含め、自身の責任で業務を実施する。

②プロポーザルの作成にあたっては現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する。

③上記及び JICA 中東・欧州部、JICA イラク事務所の指示を踏まえた受注者からの指示に基づき、ローカルコンサルタントはその業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する。本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、ローカルコンサルタントは JICA からの指示を踏まえた受注者からの連絡に従う。また、ローカルコンサルタントが安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに受注者に報告し、受注者は JICA 中東・欧州部及び JICA イラク事務所に報告する。

④現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者(発注者)の免責について付記する。

³ 本事業の調査対象地域には、邦人の渡航が認められていない地域や頻繁に渡航することが難しい地域が含まれている。調査及び実証事業の実施においては、現場でのフォローアップが必要なところにおいて、ローカルコンサルタントをどのように活用し実施するのかについて、併せて提案すること。

7) 業務により、ローカルコンサルタント先が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、ローカルコンサルタントと以下の対応について合意すること。

①ローカルコンサルタントは、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。

②ローカルコンサルタントは、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。

③ローカルコンサルタントの対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入の間とする。

④ローカルコンサルタントの現地での活動計画について、1 か月先までの活動計画書を常時受託先及びローカルコンサルタントを通じて、JICA 中東・欧州部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。⑤. ローカルコンサルタントが、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」に渡航する場合は、渡航1ヵ月前までに渡航計画について常時受託先及び受託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。

⑤ローカルコンサルタントの緊急連絡先を受託先、受託を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に共有する。

⑥本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、ローカルコンサルタントは受託先を通じた JICA からの連絡に従う。また、ローカルコンサルタントが安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに受託先を通じ JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に報告する。

8) ローカルコンサルタントが上記の安全対策を順守できるかどうか確認するため、備上するローカルコンサルタントを決定する前段階で、JICA 中東・欧州部にローカルコンサルタント候補の共有を行うこと。必要に応じて、JICA から同候補の評価や追加安全対策等助言をさせて頂く場合があることを了承する。

(5) 便宜供与等

本調査は当機構が主体的に実施するものであり、イラク側からの便宜供与は限定される（現在は関係省庁との面談アレンジ等を想定）。本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、当機構イラク事務所及び中東・欧州部より対応が必要な場合は、調査スケジ

ユール通知と調査への協力依頼及び初回のアポイント取り付け支援等のサポート、面談等への同行を予定している。

なお、調査開始に当たっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料（英語）を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

（６）関連機関とのヒアリング及び協議における情報共有について

業務の過程で生じた調査関連機関へのヒアリングおよび JICA と関連機関との協議の際には面談録・議事録として、文書に日時・場所・面談者・要点を日本語でまとめた上で、JICA に提出すること。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえ、以下の調査を実施する。

（１）イラクにおける初等教育セクター（学校校舎などのインフラ整備含む）に係る基礎情報収集・レビュー及び分析

1）イラクにおける基礎教育政策に関する基礎情報収集

- イラク連邦政府・クルディスタン地域政府レベルにおける既存の重点戦略・開発計画・現行の施策及び課題に関する情報収集を行う。
- 児童の学力向上に関する観点のみならず、非認知能力の向上に資する政策や方針・施策についても重点的に情報収集を行う。
- 政策ペーパーのレビューのみならず、政府関係者や学校教育関係者へのヒアリングも必要に応じて実施する。

2）イラクの基礎教育セクターにおける他ドナーの支援動向の整理

- イラク全土における基礎教育分野の支援に関する他ドナーの支援状況及び今後の支援計画について情報収集・分析を行う。
- 各ドナーが実施したプログラムについて、目的、アプローチ、成果および得られた教訓を整理する。特に、児童の非認知能力の向上に資する事業については、周辺中東諸国のプログラム例についても情報収集を行い（JICA 事業も含む）、本調査全般においてイラクにおける実施可能性も検討する。

3）イラク連邦政府・クルディスタン地域政府（以下、「両政府」という。）の教育省の組織・分掌等の基礎情報収集・整理

- 両政府の教育省において教育政策を所掌する担当機関について、組織体制、役割分担、人員配置、予算・財務状況等を整理する。
- 円滑な教育行政の実施のためのボトルネックを特定し、イラクで実用可能な改善策があれば、両教育省と実現可能性について相談の下で提示する。

(2) 地域格差の是正を目的とした学校配置計画の作成に係る基礎情報収集・分析

1) イラクにおける既存の教育施設（主に初等教育）に関する情報収集・分析と計画策定

- イラク全土における現在の教育施設の現状（建物の状況や教室数の不足など）とニーズの分析を行う。各県レベルで情報をまとめて整理する。

2) 地域格差是正を目的とした学校配置計画の作成と優先順位付け

- 上記で収集した情報を基に、地域格差是正の観点から、イラク全土における学校配置計画策定に必要な基礎情報の整理及び優先地域の抽出を行う。配置計画には、新校舎建設のみならず、既存の校舎への教室の増設など、複数の手段を検討する。

その上で、他ドナーの支援も考慮し、予算規模などを JICA と協議の上、JICA として優先的に教育インフラ整備を実施すべき箇所を、両政府と協議の上で整理する。

(3) 学校運営体制に係る情報収集・分析

- 学校現場で活用されている校務分掌体制の現状・課題について情報収集する。その上で、イラクの初等教育学校で実用可能な校務分掌モデルを提案する。

既存の学校経営計画の活用方法について情報収集する。その上で、イラクの実情に適した学校経営計画の内容、策定手法、教育省内の実施支援体制を検討する。学校での試行導入を通じて、イラクで実用可能な学校経営計画モデルを提案する。学校経営計画の質の担保と実施支援を行う教育省内の担当部署とその役割も提案する。

- 学校運営において、地域コミュニティや保護者との連携の現状と課題について情報収集する。
- その他、学校現場視察や関係者の聞き取りから明らかになった学校運営上の課題について情報収集する。

(4) イラク初等教育の質に係る情報収集・分析

1) イラクにおける初等教育へのアクセス（就学状況）に関する情報収集・分析

- 就学率・退学率・進級率など、基礎教育へのアクセスに関する基礎的な指標をイラク全土・および県別で収集する。

2) イラクの初等教育のカリキュラムに係る情報収集・分析

- カリキュラムにおける各教科の授業時間数、学習内容、評価方法等の教科指導の取扱いに加え、特別活動、課外活動、社会情動的学習等の教科外活動がカリキュラム上どのように位置づけられ、学校現場でどの程度実施されているかについて、教育省関係者へのヒアリング、関連政策文書のレビュー、学校現場での授業・活動観察等を通じて把握・分析する。
- 既存のカリキュラムに基づく教科学習における生徒の学習到達度について、全国学力テストや標準試験等の既存の学力データを収集・整理するとともに、学校関係者・教員・教育行政担当者へのヒアリング、授業観察、学習成果物の確認等を通じて、生徒の理解度、学習意欲や学習態度等の定性的情報を収集する。これらを総合的に分析し、カリキュラムと実際の学習成果との関係性や課題を整理する。

3) 初等教育における教員の能力・質に係る情報収集・分析

- 既存の教員養成課程（期間・カリキュラム・採用過程など）について情報収集する。
- 現職教員研修の制度や教員の能力強化支援体制（研究授業などの既存仕組みを含む）の現状と課題について情報収集する。その上で、イラクの初等教育で実践可能な教員研修制度のモデルを提案する。
- 教育省に認定されたトレーナーについて、その能力、役割、職責を整理し、学力および非認知能力向上に向けて学校現場の教員をどのように支援しているかを検討する。

教員の教科指導力や生徒指導など、改善すべき点があれば、具体的な対応施策と共に分析する。

4) 児童の非認知能力育成に関する政策

- イラク政府が定めている教育政策における社会情動学習（SEL）の位置づけ及び政策上示されている活動指針を整理するとともに、教育政策およびカリキュラム上での位置づけを整理する。

- カリキュラムや学校現場における実施・達成状況を分析し、その結果を踏まえて政策実行上のボトルネックを特定・整理する。

5) 児童の非認知能力・社会情動的スキル向上を目指す学習活動の現状

- イラクの初等教育における既存の教育実践（授業内での指導方法、学級運営、特別活動、教科外活動、既存プロジェクトによる取組等）のカリキュラムや学校現場における実施・達成状況を分析し、その結果を踏まえて政策実行上のボトルネックを特定・整理する。
- 学校現場における授業観察、教員・教育行政関係者へのヒアリング等を通じて、非認知能力向上に資する具体的な教育実践事例を収集し、既存の実践事例との関係性を精査しながら、その内容、実施方法および得られている成果・課題を分析する。
- 学校のカリキュラム上の位置づけや、授業数や教科書の有無など学校現場における実施状況はイラク連邦政府とクルディスタン地域政府の教育省で異なる場合があるため、双方において個別に調査・検討する。

(5) SEL に関する情報収集・分析結果を踏まえた実証事業の実施及び成果分析⁴

- 上記の分析結果を踏まえ、イラクの公立小学校において導入可能な非認知能力の向上のための具体的施策を検討し、実証実験として実施する（教材の作成・実施ガイドライン作成・教育省内のトレーナー養成・教員研修の実施・学校現場でのフォローアップ含む）。学校現場での試験的導入については、現地教育省担当者と連携して行う。
- 実証事業では、都市部と地方など、異なる学校環境でのプログラムの適用可能性を検証し、限られた期間内で継続的なフォローアップが可能で実証効果を確認できるものとする。
- 対象校はエルビル7校、バグダッド7校の計14校を対象とする。具体的な対象校については、事前に実施機関およびJICAと協議の上、決定する。
- 実証事業では、各学校に対して、質の高いプログラムが実施できるように、適宜指導を行うこととする。

⁴ 現地での情報収集を踏まえて、児童の非認知能力向上のための実証事業を実施することとしている。実証事業の具体的な活動内容やその選定方法、研修の実施方法やモニタリング方法など、実施におけるモダリティについても併せて提案すること。また、現時点にて想定されるような具体的な活動内容案がある場合は提案すること。実証事業の実施期間は原則3か月以上とするが、必要に応じて提案を求める。

上記の実証結果を基に、イラクの教育現場に適した非認知能力向上に資する活動の導入・展開に向けた示唆を整理し、両教育省が政策・実務レベルで活用可能なプログラム案（教材と実施ガイドライン）を作成する。

（６）本邦招聘の実施⁵

- 上記の初等教育セクターでの情報収集・課題分析を踏まえ、イラク基礎教育セクターで生徒の非認知能力を強化する施策を検討するにあたり、教育省関係者が必要な知見を得て試行できるよう、本邦招聘の内容を提案する。
- 本邦招聘では、日本の教育政策・学校での教育実践の取り組み等の視察及び JICA 関係部署・イラク研究有識者との協議を通して、イラク政府関係者の日本の教育実践に関する理解を促進し、今後のイラクの非認知能力強化のための初等教育のあり方や支援の方向性検討にかかるイラクとの共通理解をはかり、今後の教育分野の支援に向けて実施機関との目線合わせ、実施体制を強化することを目的とする。
- 本邦招聘に向けた準備、実施（招聘先の選定、内諾取り付け、日程及び内容の調整、実施、経費精算、参加者の通常業務への研修成果の活用の促進）を行う。尚、本邦招聘に係る費用については、受注者の報酬、招聘に係る直接経費等については、技術研修等支援業務契約の費用にて対応、被招聘者の旅費、滞在費等については、別途 JICA と旅行代理店との間の契約による。
- 本邦招聘参加者は、イラク連邦政府教育省より 5 名、クルディスタン地域政府教育省より 5 名、合計 10 名の幹部を 1 週間程度招聘予定である。参加者について、両政府・JICA との協議の上で決定する。
- 本邦招聘では、特別活動、学級経営、学校運営等を含む日本の教育実践を実際に視察し、「日本の社会実践を活用して、イラク（連邦、クルド含む）でどのような子どもを育てたいのか」という問いを通して、現行の教育政策への取り込み方を検討する。
- 招聘プログラムでは、本邦の小学校の校長や教職員、生徒などの学校関係者から直接聞き取りを行うことができる場を設けるようにする。

⁵ 記載の目的を踏まえ、具体的な訪問先や訪問先での活動内容、その他本邦にて実施することが効果的な活動などを踏まえた本邦招聘のプログラム案について、併せて提案すること。また、本邦招聘は 2027 年 1 月末までに実施することとする。

(7) イラク教育の質の向上のための具体的な事業提案の作成⁶

- 上記分析結果を踏まえ、JICA が重点的に取り組むべき課題及び支援分野を特定し、優先順位を整理する。
 - 上記の調査結果を基に、「初等教育の質の向上と学習機会の拡大」に資する JICA としての援助の方向性と課題への対応案を提案する。事業スキームを限定せず、円借款（成果連動型借款も含む）及び技術協力プロジェクト、民間連携など、多様なスキームを想定する。
 - 事業の実施主体はイラク連邦教育省・クルディスタン地域政府教育省とし、事業対象地域はイラク全土とし、クルディスタン地域政府も必ず含めることとする。
- その上で、イラク連邦政府、クルディスタン地域政府、JICA と事業の優先順位を協議し、2～3 個程度、短期的に優先的に取り組むべき JICA の支援案を検討する。支援案には以下を含むこととする。
 - イラク連邦政府・クルディスタン地域政府の教育政策における位置づけ
 - 事業実施スケジュール
 - 事業目的と概要
 - 概算事業費
 - 事業実施体制（先方政府の事業実施機関）
 - 事業対象校・裨益者の想定

(8) 報告資料作成及び実施機関との調整

1) 報告資料の作成

- 上記調査の結果を報告書（案）として取りまとめ、報告会を開催し、その内容について JICA と協議・確認を行う。その後イラク政府関係者とも報告会を開催し、本調査結果について説明し、内容について協議・確認を行う。イラク側から内容についてコメントがなされた場合は、これを十分に検討し JICA 側と協議の上、必要に応じて反映させるものとする。

2) 実施機関との定例ミーティングと広報の実施

- 上記の最終報告会に加えて、調査期間中は、調査内容についてイラク政府関係者・各ステークホルダーへの情報共有を定期的に行う。

⁶ 具体的な支援の方向性や支援案を検討するにあたり、その方針などについても併せて提案すること

- イラク連邦政府教育省およびクルディスタン地域政府教育省とのコーディネーションミーティングを、調査開始時、中間時、調査終了時の3回を基本として実施する。協議内容や参加者などは、JICA と実施機関と協議の上、決定するものとする。
- 実証事業の成果など、JICA と協議の上、必要に応じて本調査の成果を広報する。

第5条 報告書等

本契約における中間成果品はインテリムレポートとし、最終成果品はファイナルレポートとする。なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(1) 業務計画書

提出時期：契約締結より 10 営業日以内

部数及び形式：電子データ（和文）

(2) インセプション・レポート

提出時期：2026 年 11 月 15 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(3) インテリム・レポート

提出時期：2027 年 1 月 29 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2027 年 7 月 31 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(5) ファイナル・レポート

提出時期：2027 年 9 月 30 日

部数及び形式：製本版（和文 3 部、英文 3 部）、電子データ（和文、英文）、CD-R（和文 3 部、英文 3 部）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：報告書目次案

報告書目次案

本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

第1章 調査の概要

1－1：調査の背景・目的

1－2：調査方法（基本方針・調査行程・要員計画）

第2章 調査結果

2－1：イラク初等教育セクターにおける国家戦略・概要

2－2：学校配置計画

2－3：学校運営体制

2－4：教育の質

2－5：児童の非認知能力向上

2－6：実証事業の概要・成果・課題、実証事業の結果に基づくプログラム案の提案

第3章 本邦招聘

3－1：本邦招聘のプログラム概要

3－2：本邦招聘の成果

第4章 調査結果に基づく分析・提案

4－1：実証事業の結果に基づくプログラム案の提案

4－2：イラク初等教育セクター支援に向けた具体的提言

4－3：JICAとして優先的に取り組むべき課題の特定・具体的支援内容の提言

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	基礎情報収集における現地コンサルタント活用方法	第3条 調査実施の留意事項(3)
2	邦人の頻繁な渡航が難しい地域での実証事業における現地コンサルタントの活用方法	第3条 調査実施の留意事項(3)
3	目的に沿った非認知能力向上のための実証事業の具体的な提案 (具体的な活動内容や実施のモダリティ・実施計画)	第4条 調査の内容(6)
4	本邦招聘にかかる活動内容・視察先の提案	第4条 調査の内容(7)
5	初等教育セクター支援の方向性の検討に係る考え方	第4条 調査の内容(8)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：中東地域における教育政策分析・教育プログラムの実施・SELに係る業務経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

①対象国及び類似地域：イラク国及び中東地域

②語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026 年 10 月から 2027 年 10 月

１）第一次国内調査：机上調査、関係機関へのオンラインヒアリング実施、インセプション・レポートの作成（2026 年 10～11 月）

２）第一次現地調査：キックオフミーティング、調査団及びローカルコンサルタントによる現地調査（2026 年 11～12 月）

３）第二次国内調査：調査結果整理・分析・評価及びインテリム・レポートの作成（2026 年 12 月～2027 年 1 月）

４）第二次現地調査：調査団およびローカルコンサルタントによる現地調査及びイラク側への説明（2027 年 1～4 月）

５）第三次国内調査：調査結果整理・分析・評価及びドラフトファイナル・レポートの作成（2027 年 4～7 月）

６）最終国内作業：国内・現地調査の結果を元に調査結果の取りまとめ及びファイナル・レポートの作成、報告会の実施（2027 年 8 月～9 月）

（２）業務量目途

１）業務量の目途 約 10.8 人月

本邦招聘に関する業務人月 1.8 を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、教育分野の専門性（教育政策分析・教育プログラム分析等）を持つ従事者を含めること。

２）渡航回数
の目途 延べ 4 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件概要表

2) 公開資料

- World Bank Group, [Building Forward Better to Ensure Learning for All Children in Iraq: An Education Reform Path](#)([Building Forward Better to Ensure Learning for All Children in Iraq: An Education Reform Path](#))

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔アラビア語・クルド語）	無※ C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はクルド語（クルディスタン地域）とアラビア語（イラク連邦地域）を想定しております。CP との間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはクルド語またはアラビア語となります
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 現地作業期間前には、業務従事者全員について、旅行日程・滞在先・連絡先等を外務省たびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制をとること。
- 3) 本業務従事者の邦人・ローカルコンサルタント等がイラクで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA イラク事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とする。特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地調査中における安全管理体制については、プロポーザルに記載すること。また、かかる安全対策経費に関しては、4. (2) に記載のとおり、別見積とする。
- 4) イラクにおける治安情勢に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの活用を認める。
- 5) 本業務におけるローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル 3 以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において業務を実施することが想定される場合は、契約書において①ローカルコンサルタントが、自身の安全対策も含め、自身の責任で業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、ローカルコンサルタントは安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事をローカルコンサルタントに明示し、⑤ローカルコンサルタントは受託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注

者)の免責について、付記することを検討すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

(URL:https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積

にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

68,068,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2）上限額を超える別提案に関する経費
- 3）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（19,805,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招聘にかかる	「第2章 特記仕	6,276,000円	報酬（事前業	報酬

	経費	様書 第5条調査の内容(1)情報収集・分析」		務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では5号0.4人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,074,000円)(尚、本邦招聘では、被招聘者の旅費や滞在費等は、JICA側が旅行代理店に対して、別途負担する。)	国内業務費
2	戦争特約保険料	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2.業務実施上の条件(6)安全管理」	1,857,000円	戦争特約保険料一式	旅費(その他)
3	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2.業務実施上の条件(6)安全管理」	11,672,000円	防弾車借上費一式(警護費用含む)	一般業務費(車両関連費)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

なお、イラクは首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国ですので、安全配慮の観点から、従来通りの払戻・日程変更等の条件の緩やかな正規割引航空賃を認めます。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

1) イラクへの渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

2) 邦人が現地調査を実施する場合の警備会社については、イラク政府から警備会社としてのライセンスを取得していることはもとより、防弾車仕様、携行武器、警護要員の経験等の様々な項目を満たすことが必要となります。バスラで活動する警備会社の中で該当すると考えられる企業を参考までに以下に記載します。なお、下記の企業以外の場合、契約交渉の段階で確認を求め、場合によっては別の警備会社との契約を含む見直しを求めることがあります。

CR (Control Risks)

GardsWorld (Aegis)

Constelis (Olive)

Harlow International (Al Murabit)

3) 邦人の現地調査時における宿泊先は、JICA イラク事務所が事前に承認した施設に限るものとし、現時点では以下の宿泊施設のみを認める。

【エルビル】

Erbil International Hotel

Ramada Hotel

Divan Hotel

【バグダッド】

Al-Burhan Group 運営の Al-Burhan Business Centre (ABG キャンプ)

別紙３：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等		
3) 業務管理体制	(－)	(4)